

重要事項説明書

(指定短期入所生活介護事業・指定介護予防短期入所生活介護事業 メゾンペイネ)

1. 施設の概要

事業所名	社会福祉法人フェニックス 地域密着型特別養護老人ホーム メゾンペイネ
開設年月日	平成21年2月1日
所在地	岐阜県各務原市鵜沼各務原町9丁目195番地
連絡先	058-370-5225
管理者	汐見 康
指定番号	2170501189

2. 目的と運営方針

目的	要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所者生活介護を提供することにより要介護及び要支援状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。 また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
運営方針	『Yes, we can! 何でも言ってください。私たちも一緒がんばります。』 を合言葉にご利用者のお力になれるよう心がける

3. 従業者の職種および員数

施設長	1名	生活相談員	1名以上
管理者	1名	看護師	1名以上
医師	1名（非常勤）	介護職員	13名以上
介護支援専門員	1名	管理栄養士	1名
機能訓練指導員	1名以上	ユニットリーダー	3名

4. 設備概要

定員	併設利用型 10名（1ユニット） 空床利用型 地域密着型特別養護老人ホームの定員29名以内
居室設備	ベッド、枕元灯、ナースコール、ロッカー、洗面所、トイレ
浴室	1階浴室 一般浴槽、要介護者の為の特殊浴槽 2階浴室 一般浴槽
医務室	診療所として登録されています

5. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス（利用料については別紙参照）

種類	内容
入浴	・入浴又は清拭を行います ・重度であっても、身体状況に応じた設備を使用して入浴することができます
排泄	排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います
食事	栄養士による献立により、身体状況、疾病状況及び嗜好等を考慮しながら、食事の提供に努めます
機能訓練	入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むために必要な機能の改善又はその減退を防止するための訓練を実施します
相談・援助	常時入所者若しくはその家族に対し、必要な助言・援助を行います

自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者様の自立支援及び重度化防止のためできる限り離床に配慮します。又、食事は食堂にて取っていただくことを原則とします。 ・規則正しい生活のリズムの維持に努めます。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 	
その他のサービス	理美容	理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出ください
	所持品の管理	保管できるスペースに限りがございますので、身の廻りの物を最小限にお願い致します。
	レクリエーション	年間を通して施設内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費必要となる場合がありますので、ご了解ください。

6. 通常の送迎実施地域

通常の送迎実施地域は、各務原市、犬山市、関市、坂祝町とします。

7. 利用にあたっての留意事項

- ・入所者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者に必ずお知らせください。
- ・入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ・施設内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ・従業者に対する贈物等によるお気遣いは一切不要です。

8. 協力医療機関等

内科 他	フェニックス総合クリニック フェニックス在宅支援クリニック
歯科	ごしま歯科医院

9. ご利用時において起きうる症状変化及び事故について

- 当施設では入所者が快適な入所生活を送れるよう、安全な環境作りを努めておりますが、入所者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の如くの事故等が想像を越えておこりうる可能性がありますので、十分なご理解とご了解の上施設をご利用いただきますようお願い申し上げます。
- 《高齢者の特徴に関して》（ご確認いただきましたら□にチェックをお願いします。）
- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転倒等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
 - 原則的に拘束を行わないことから、転倒・転落による事故の可能性がります。
 - 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
 - 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
 - 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
 - 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
 - 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
 - 本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設医師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。
- これらのことは、ご自宅でも起こりうることでありますので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。なお、説明でご不明な点等ありましたら、遠慮なくお尋ね下さい。

10. 事故発生時の対応

サービス提供時に入所者の病状が急変した場合や、事故が発生した場合は速やかに主治医や協力医療機関、各関係機関への連絡等必要な措置を講じます。事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。病態によっては、事後のご報告になることもありますので、ご了解ください。

11. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められた場合には、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

12. 守秘義務に関する対策

- 事業者およびその職員は、業務上知り得た入所者またはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が失効したのちも継続します。
- 但し、以下の事項についての情報提供については事業者が業務上必要と認めた場合は、情報の提供を行う場合があります。なお、この場合は入所者またはその身元引受人または署名代行人との契約書を取り交わす時の「同意書」をもって事前に同意を得たものとし、入所者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとしします。
- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
 - ② 入所者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービス提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
 - ③ 医療機関、福祉事業所、介護支援専門員、介護サービス事業所、自治体（市町村）及びその他社会福祉団体等との連絡調整のため
 - ④ 介護保険事務に係る保険事務委託、審査支払機関ヘレセプトの提出、支払い機関又は保険者からの照会への回答
 - ⑤ 入所者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合
 - ⑥ 入所者の利用する介護事業所内のカンファレンス及び会議
 - ⑦ 行政の開催する評議会、サービス担当者会議において必要とする場合
 - ⑧ 外部監査機関への情報提供
 - ⑨ 事故及び集団感染が発生した場合の県及び市区町村への連絡
 - ⑩ 入所者の病状に急変があった場合等の医療機関への連絡及び情報提供等
 - ⑪ 損害賠償保険などに係わる保険会社等への相談又は届出等
 - ⑫ 施設において行われる介護、看護学生の実習への協力
 - ⑬ 介護ソフトウェアに入力された個人データ等の情報システム事業者への管理委託
 - ⑭ 給食サービス事業者への食事形態情報の提供及び連絡調整のため
 - ⑮ 介護保険サービスの質の向上等のための学会、研究会等での事例研究発表等。
尚、この場合は入所者個人を特定できないように仮名等を使用いたします。
 - ⑯ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

13. 身体拘束の禁止

当施設は、原則として入所者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……入所者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14. 虐待の防止について

当施設は、入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 汐見 康

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

15. 褥瘡対策等について

当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

16. 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上入所者及び従業員等の訓練を行います。

17. 苦情相談窓口

- ・サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

月～土曜日 9：00～17：00

窓口担当者：汐見 康

電 話：058-370-5225

- ・公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

岐阜県岐阜地域福祉事務所

電 話：058-272-1930 FAX：058-278-3526

各務原市健康福祉部 高齢介護課 施設指導係

電 話：058-383-2067 FAX：058-383-6365

犬山市健康福祉部 長寿社会課

電 話：0568-44-0326 FAX：0568-44-0364

関市 高齢福祉課

電 話：0575-23-8993 FAX：0575-23-7748

坂祝町 福祉課

電 話：0574-26-7111

岐阜県福祉サービス運営適正化委員会（岐阜県社会福祉協議会内）

電 話：058-278-5136 FAX：058-278-5137

岐阜県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電 話：058-275-9826 FAX：058-275-7635

『 利用料金について 』

施設名: メゾン・ペイネ ショート

施行日: 令和6年11月1日

サービス: 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

I. 基本料金

介護予防サービス		
1日当り	要支援1	要支援2
1割負担	529円/日	656円/日
2割負担	1,058円/日	1,312円/日
3割負担	1,587円/日	1,968円/日

介護サービス					
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	704円/日	772円/日	847円/日	918円/日	987円/日
2割負担	1,408円/日	1,544円/日	1,694円/日	1,836円/日	1,974円/日
3割負担	2,112円/日	2,316円/日	2,541円/日	2,754円/日	2,961円/日

II. 加算料金(1日当たり)		1割負担	2割負担	3割負担	
療養食加算		8円/回	16円/回	24円/回	心身の状況等によって適切な栄養量等の管理を行った場合に算定(1日3回を限度)
認知症行動 心理症状緊急対応加算		200円	400円	600円	入所日から起算して7日を限度として算定
緊急短期入所受入加算		90円	180円	270円	入所日から起算して7日を限度として算定 やむを得ない事情がある場合は14日
送迎加算(片道につき)		184円	368円	552円	居宅と事業所との間の送迎を行う場合に算定
生産性向上推進 体制加算	I	100円/月	200円/月	300円/月	見守り機器等のテクノロジー(インカム等)を複数導入し1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合
	II	10円/月	20円/月	30円/月	見守り機器を全ての居室に設置し1年以内ごとに1回、業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行った場合
介護職員等処遇改善加算 II		13.6%	13.6%	13.6%	総単位数(基本サービス費+加算)×13.6%

※上記の単価に地域別単位加算(各務原市:10.17)を乗じた金額を負担割合に応じて1割~3割ご負担いただきます。

III. 居住費及び食費(ユニット型個室)			
居住費	非課税	2,000円/日	居室利用料
食費		1,833円/日	朝食 479円 昼食 754円 夕食 600円 (食材費・調理費・おやつ代を含む)

IV. 保険給付外のご利用時につきかかる費用					
電気代	税込	100円/日	理美容代	税込	2,200円/回
洗濯代		500円/回			